

平成23年度第8回年金業務監視委員会

平成24年2月27日

【郷原委員長】 それでは、定刻となりましたので、ただ今より平成23年度第8回年金業務監視委員会を開催いたします。

本日は、年金記録問題への対応状況、国民年金・厚生年金保険の適用・収納状況について、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。また、2月の年金定期支払における所得税の過徴収について、日本年金機構から報告をしていただきます。

それでは、まず年金記録問題への対応状況について、ヒアリングを行います。

この議題は、これまでの当委員会において、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務を始めとして何度か取り上げてきたところですが、日本年金機構の中期目標において年金記録問題への集中的な取組期間が今年度末で終了するという事で、全体の業務のこれまでの進捗状況と今後の見通し等について御説明をお願いします。

【伊原記録問題対策部長】 記録問題対策部長の伊原でございます。

説明資料の1を御覧いただけますでしょうか。1ページに記録問題全体を鳥瞰図ちようかんず的に示した資料を御用意させていただいております。「1. 対策の概要」とございますが、記録問題に関しましては、二つの課題に対し四つのアプローチで対応を進めております。まず課題であります。右側にありますように、当初問題になりました未統合記録が平成18年当時で5,000万件ありました。これをどうやって持ち主の方に結び付けていくかということが一つの課題です。もう一つが、その下でございますが、お一人お一人の記録として収録されているコンピュータ記録が果たして正確なのか、元のオリジナルのものと間違えて入力されたりしているのではないかという懸念を払拭し、記録の正確性を確保するという課題です。これらの二つの課題へのアプローチとして、左側の大きく四つのカテゴリーちようかんずに分けて対策を講じております。

まず一つが、「各種便の送付」です。持ち主の分かりそうな記録が、住基ネットとの突合せなどで見付かったら、黄色便を送るなど、個別に「〇〇便」と呼ばれるものを送っております。

それから、「定期的な情報提供」ということで、年に1度、誕生月にねんきん定期便を送っております。今年の4月からは「電子版ねんきん定期便」ということで、「ねんきんネット」

で、この定期便を送るという試みも予定しております。

三つ目のアプローチが、「記録の突合せ」ということで、紙台帳とコンピュータ記録を1件1件突き合わせていく作業、それから、厚生年金基金記録と年金機構が保有しておりますコンピュータ記録を突き合わせていく作業、これらを記録の突合せとして行っております。

そして、4番目に、「事案調査」ということで、標準報酬を遡及訂正したような事案について、個別に調べていく。こうしたアプローチで対策を行っております。

現在の進捗状況ですが、A3の紙になります、5ページを御覧いただけますでしょうか。1月末の段階の状況を示しております。左側に、「A・未統合記録の解明」、「B・記録の正確性の確保」ということで、目的別に大きく二つのカテゴリーに分けて示しております。

対策としましては、特に未統合記録のほうは「〇〇便」の送付が中心ですので、「〇〇便」の進捗状況を示しております。記録の正確性の確保のほうは、紙台帳との突合せとか、標準報酬等の遡及訂正事案の調査などが該当いたしますので、こちらで整理させていただきます。

進捗状況を御覧いただくために、右側の処理数というところのパーセンテージを御覧いただければと思いますが、未統合記録の解明のほうですが、「〇〇便」と呼ばれるものは、現段階で、ほぼ終わりつつございます。特別便が95%、黄色便はほぼ100%、グレー便も95%、定期便はほぼ100%、受給者便もほぼ100%、こういう状況でございます、4年間で記録問題、平成25年度までに作業完了を目指しておりますが、集中期間である23年度までに、この「〇〇便」の対応については、ほぼめどが立ってきたかなという状況でございます。

他方、現在、中盤戦に差し掛かっておりますのは、Bのほうです。例えば、「①紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ」ですが、対象者は、全国民で見ると8,100万人、そのうち65歳以上ですと約3,150万人となりますが、現在の進捗状況では、そのうち受託事業者段階の審査が終了している方が約2,600万人となっています。8,100万人を分母にしますと、約3分の1、65歳以上の方で見ると7割の結果が出ているという状況でございます。

それから、「②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ」は、もう既に作業は終わっております。

次の「③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ」ですが、これは3,434万人の作業が終わっていますが、92%ということで、今は不一致の8%の作業を行っている状況です。

「④標準報酬等の遡及訂正事案」のほうは、2万件の戸別訪問調査、これは作業が終わっております。

こうした進捗状況ですが、成果としてはどうなっているかと申しますと、例えば、未統合記録につきましては、5,095万件ありましたが、そのうち人数ベースでいきますと、1,274万人の方が回復しております。件数ベースでいきますと、5,095万件中1,615万件が統合されております。これについては、後でもう少し詳しく御説明いたします。

それから、記録の正確性の確保ということにつきましては、例えば、「①紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ」でいきますと、約35万人の方の記録が訂正見込みとなっております。回復見込額の累計では、年額ベースで約40億円、増額となった1人当たりの平均で1.2万円という結果となっております。「③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ」でいきますと、約10万2,000件が記録訂正の対象となっております。「④標準報酬等の遡及訂正事案」につきましては、下にございますが、627件、それから第三者委員会で735件、こういう回復結果となっております。それから、年金事務所段階での記録回復ということになりますと、4,043件。

こうした記録問題への取組み全体で見ますと、平成20年5月以降のデータとなりますが、これまでに150万件が記録訂正され、年額ベースで746億円の回復額となっております。これを仮に生涯額ベースで置き換えてみますと、約1.5兆円という水準となっております。

6ページを御覧ください。この記録問題が大きくクローズアップされたのは、この未統合記録が平成18年の段階で5,000万件あるということだったのですが、現段階では1,615万件が統合済みとなっております。

それから、一番下のところになりますが、既に亡くなられている、あるいは脱退手当金を受給されているという記録が、1,545万件ございます。合わせて約3,000万件強が、ある意味でめどが立っているという状況ですが、このほかに、特別便などによって、まだ調査中のものが968万件、それから、まだ全く当てがないものというか、持ち主の手掛かりとなるものがないものが967万件あります。合わせますと、2,000万件弱という状況でございます。

これに対して、今後どのように対応していこうと考えているかということでございますが、2ページを御覧いただけますでしょうか。先ほど、現在、中盤戦だと申し上げましたが、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ、それから厚生年金基金記録の突合せ、これが平成24年度の作業の一つの大きな柱になると思っておりますが、これに加えて、残り2年間あ

るわけですが、25年度までの年金記録問題対応の後半の取組として、二つのことを実施したいと考えております。

一つは、「①持ち主不明記録への対応」ということで、先ほど2,000万件ほど、調査中のものや全く手掛かりのないものがあると申し上げましたが、この未統合となっている記録などにつきまして、来年の1月をめどに、「ねんきんネット」で、氏名や事業所の名称、あるいは生年月日といった事項で検索を可能にしたいと考えております。御自宅から、心当たりのある項目を入力していただければ、こうした記録の有無が分かるよう、検索を可能にする仕組みを導入したいと考えております。

併せまして、現段階で、なお御自身の記録に漏れや誤りの御心配がある方、例えば、過去に見付けてほしいと申し出たときに見付からなかったが、今は紙台帳検索システムなどがございますので、それを使って、もう一回見付けてほしいという場合に、年金事務所等に申し出ていただく「気になる記録の確認キャンペーン」というものを実施したいと考えております。

それから、もう1点、再発防止ということに関連いたしますが、今後の記録がきちんと正確に管理されるための対策です。大きく二つあります。過去は、お客様に記録を確認していただくという仕組みがなかったことが、このように事態が深刻化した要因の一つであったと思います。現在は、ねんきん定期便で、毎年確認するという形となりましたが、その中身をもっと分かりやすくしていこうということで、今年の4月からは、はがきで、非常にシンプルで分かりやすくお送りしていく。それから、「ねんきんネット」でも電子版ねんきん定期便を送って、とにかく年に一度記録を確認するというのを、国民の方々の習慣というか、ルーティンにしていくということを考えております。

それから、もう1点が、未統合記録がまさに典型例なんです、自分の基礎年金番号以外に記録があり、それが見付からない、それが浮いてしまうということ無くす対策です。本来、基礎年金番号で全部記録が統合されていれば、こうしたことは起こらないわけですが、現在でも、例えば、別の会社に転職するような場合に、従前の基礎年金番号が引き継がれないケースが生じています。したがって、来年の4月を目途に、例えば、新しい会社に勤めて、新しく資格を取得しようというときに、従前の基礎年金番号が不明の場合には、基礎年金番号を新しく降り出すのではなく、仮番号という制度を導入し別管理にすることを予定しています。従前の基礎年金番号が不明の場合には、二十歳のときに付番されているとか、あるいは従前勤務した会社に入社した段階で既に付番されていたという事

実がないと確認できたときに初めて本来の基礎年金番号を付番することとし、1人の方が複数の番号で複数の記録を持つことがないような運用をしていきたい、このように考えております。

3ページに、今申し上げた25年度に向けた記録問題対応のスケジュールがございます。今お話し申し上げた中で1点触れていないのが、この「〇〇便」と呼ばれる、「年金記録の送付による解明作業」のところです。「〇〇便」は、ほぼ作業が終わっておりますが、まだ残っている作業としまして、今まで「〇〇便」をお送りした中で郵便が届かなかった方々について、住基ネット再度住所を見付けて再送付するという作業を行います。

それから、10年未満の期間の記録で、持ち主が、どうもこの方かなということが分かった記録があります。これを今年の夏には「黄色便」という形でお送りすることを予定しています。これらの作業を行えば、行政側として「〇〇便」を送る作業は終わるのではないかと考えています。

それから、次の紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業ですが、65歳以上の方は大体7割、作業が終わっておりますが、受給者の方につきましては、24年度中に作業を終えたいと思っております。今のスピードでいきますと、終えることができるだろうと考えております。被保険者の取扱いにつきましては、今年の夏をめどに結論を、厚生労働省のほうにおいて出すと伺っております。

それから、厚生年金基金記録の突合せにつきましても、あと2年掛けて作業を終えていきたい、このように思っております。

それから、「ねんきんネット」、「気になる記録の確認キャンペーン」ですが、24年度の4月から定期便をインターネットで通知する、来年の1月をめどに5,000万件の未統合記録のネット検索を可能にする、それと軌を一にして「気になる記録の確認キャンペーン」を実施していく予定としております。まだ持ち主がわからずに残っている記録がございます。我々のほうから見付けるのはなかなか難しいかもしれませんので、国民の皆様の方からも教えていただいて解決していくと、このように考えております。

以上でございます。

【郷原委員長】 ありがとうございます。

それでは、今の説明について何か質問があったら、お願いします。

【吉山委員】 御説明ありがとうございます。

再発防止というのは非常に重要なことで、いろいろと取り組んでいらっしゃるようで、

安心いたしました。

一つ質問なのですが、国民年金の第3号被保険者、この配偶者が第2号を喪失したときの3号の切替えというのが、まだうまくいってないような気がするのですが、その辺りの再発防止はどのような方法をとるように検討なさっているか教えていただければうれしいのですが。

【阿蘇国民年金部長】 現在、2号被保険者が1号になりますと、配偶者である3号の方についても、当然1号への届出が必要となりますが、届出のない方には、その2号が喪失して2か月後に、まず3号の方に初回勧奨を差し上げるということの確認は行ってございます。さらに、それから4か月目までに届出がない場合種別変更の処理を行っていますが、期間が長いということで、初回勧奨から2か月目に職権で種別変更を行うという処理を予定してございます。

【吉山委員】 ありがとうございます。4か月目に職権で種別変更ということは、3号だった人を職権で1号にする。就職していれば2号となり基礎年金番号でつかまえられると、そういうことでしょうか。

以前にも発言したことがあるんですが、被扶養者異動届というものがございまして、その中に3号の異動の状況が確認できるものがあるんですが、3号の人が就職等をして被扶養者から外れたときに出す、その3号の用紙をいまだに活用していらっやらないので、非常にもったいないと思うのです。それは利用なさらないのでしょうか。

【阿蘇国民年金部長】 前回もこちらのほうで御説明した主婦年金追納法案の中で、被扶養配偶者の年収が130万円以上になるか、就職して3号被保険者でなくなった旨の情報を事業主経由で機構が入手できるように届出を義務化するという法案を出していただいております。

【吉山委員】 義務化というのは、3号から、1号ないし2号になった人で、2号になった人は会社が届出をするので、1号になった人は本人が届出をするように義務付けるという解釈でよろしいのでしょうか。

【阿蘇国民年金部長】 配偶者の方が年収130万円以上で被扶養配偶者を外れたという届出を義務化し、その情報を事業主経由でいただけるようにするというところでございます。

【吉山委員】 分かりました。ありがとうございます。

【村岡委員】 2点教えていただきたいのですが、この統合済みの記録は、1,615万件と出てますよね。この方々には、ある種のパターンというものはあるんですか。例えば、仕事

を非常にたくさん変わっていらっしゃる方が多いとか、または非常に高年齢の方が多くとか、そういうパターンが見付かれれば、逆にそういうパターンの方に集中的にいろいろとお尋ねしたほうが効率がいいのかなと思います。

少し気になるのは、これだけ世の中が騒いでいても、まだ手を挙げていない方がたくさんいらっしゃるわけですね。そういう方は、ネットで検索できますからといっても、なかなかそれだけでアクセスしていただけるのかどうか。むしろパターンがあるなら、そういうパターンの方に、あなたは大丈夫ですかということを逆にお聞きになったほうが効率がいいかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 どんな方が多いかというと、年齢層は、若い方も、年齢の高い方も、満遍なくいらっしゃいます。それから、一般的には転職の多い方、あるいは旧姓の方など、パターンはございます。これについては、これから「気になる記録の確認キャンペーン」というものを行っていかうと考えておまして、現在、いろいろな分析を行っています。一つは、5,000万件の記録の中で未統合だった記録はどういう属性なのかという分析を行っております。

もう1点は、毎週、回復した方のうち金額の高いトップテンを発表しております。間もなく1,000事例ほどになりますが、この中で、「こういう方々が非常に多く見付かっている」という内容を整理いたしまして、「このような方々は記録が見付かる可能性が高いですよ」というようなことをキャンペーンの中に盛り込んでいきたいと考えております。

この5,000万件については、1,615万件見付かりましたが、6ページの表を御覧いただきますと、1,274万人見付かった中で、受給者が568万人、被保険者が706万人となっております。つまり、被保険者のほうが多いのです。まだ見付かってない人はどちらかと言えば高齢の方が多いです。年齢の若い方は、特別便などをお送りする中で、御本人から「その記録は私のものだ」と言ってきていただいて見付かっているのですが、まだ見付かってないものは、やはり年配の受給者の方の記録が多いという傾向があります。

【村岡委員】 未統合記録の統合は、どういう条件が満たされれば終了になるんですか。

【伊原記録問題対策部長】 未定ですが、25年度までの4年間、記録問題に一生懸命取り組むということで作業しておまして、厚生労働省と日本年金機構の双方で行政としてできることは、25年度を目標にできる限りやっていきたいと思っております。

ただ、行政としてできないこともあり、やはり御自身の記録を「ねんきんネット」で検索できるようにして、気になる記録は申し出てくださいということを、国民の皆様のほかか

らやっていたかなければ解決できないものがあります。それを25年度になり、「今日で終わりです」というような形で断ち切れるかどうかというところ、そこは分からないところがございます。現時点では、我々として持っている情報で調べることは25年度を目標に行っていきたい。それが今の基本的な考え方であります。

【草野委員】 間もなく終わる23年度と24年度の作業量そのものは、これまでと比べてどのように推移しているのか。また、変わらなければ、より効率を上げるための、新しい年度に向けた工夫などがあればお聞かせいただきたいということと、それぞれの年度ごとに、この突合作業での予算が今年度と来年度はどのような数字になっているのかを教えてくださいたいです。

【伊原記録問題対策部長】 予算の件は、厚生労働省のほうから説明していただきたいと思いますが、3ページを御覧いただけますでしょうか。今後のスケジュールということで、いわゆる紙台帳とコンピュータ記録の突合せというものがございます。23年度の前の22年度から実施しておりまして、22年度は大体500万件行いました。23年度は、今の目標では2,400万件を超えるほどの水準ではないかと考えております。24年度は、受給者の記録については、あと1,800万件強を行えば終わります。率直に申し上げますと、作業の習熟が進むにつれてスピードは早くなっておりまして、24年度中には、先ほど申し上げた受給者の記録は終わるだろうと思っております。

それ以外には被保険者の方の記録があります。対象となる被保険者の人数は、三千数百万件と多いですが、紙台帳自体は、1人につき数枚しか付いてないケースが多く、紙台帳の枚数ベースで見ると、22年度から始めた全体の中の2割程度ですので、量的には、それほど多いものではないと考えております。ただ、その被保険者の記録について、どのように実施するのか、これには費用対効果の問題等がありますので、これについては厚生労働省のほうで、今年夏をめどに御議論いただくというふうに聞いております。

予算のほうは、説明をよろしく願いいたします。

【塚本事業企画課長】 今、機構のほうで申し上げたような状況に応じてでございますが、23年度は、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係の予算が736億円ございました。今、国会で御審議いただいている24年度の予算案におきましては660億円。すなわち、今、伊原のほうから申し上げたような効率化の要素を織り込んで、そのような予算案という形になってございます。

【草野委員】 あと、「気になる記録の確認キャンペーン」を25年1月からなさるとい

お話がありました。この24年の4月から、ねんきん定期便ではがきを送るという作業があるわけで、せっかくキャンペーンをなさるのにタイムラグがあるというか、できるところは早めに実施したらいかがでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 今でも定期便をお送りしている中には、自分の記録に漏れや誤りがある場合には、そこに用紙が入っていきまして、それに書いて送っていただくという形をお願いしております。そういう意味では、キャンペーン自体は定期便を送るときから、ずっと始めているんです。ただ、来年の1月になりますと、紙台帳とコンピュータ記録の突合せもずっと進んでまいりますし、ほとんど結果も出てきております。さらに、未統合記録について自分で検索できるようになります。そこで、我々としては、最近、記録問題についての関心も少し落ち着いてきたということもあるのですが、来年1月に、「こういうことができるようになりましたので、あなたの記録の中で心配なことはありませんか、もう一度確認してみませんか」と、記録問題対応の後半の取組みとして、もう一度注意喚起しようと、このように考えているのです。そういう意味では、現在でもキャンペーンは行っているようなものなのですが、来年の1月に、もう一度御確認いただくという活動を集中的に行いたいと、そういう意味で、来年の1月に設定しております。

【郷原委員長】 5ページの「3. 対策の成果」の下から二つ目のところに、「2万件戸別訪問調査（従業員事案1,602件）」と書いてあるんですが、これは、遡及訂正事案の中で従業員の標準報酬月額が遡及訂正されており、それが不正だったとか、実態と異なった記載であったということが確認された案件が1,600件余りあった、そういう意味ですか。

【柳樂事業企画部長】 そうです。

【郷原委員長】 ということは、これは、事業主が従業員から保険料を天引きしていながら、その部分を遡及訂正していたということは、保険料を払わないで済ませてしまったわけですから、横領のような話ですよ。

【柳樂事業企画部長】 そうですね。横領、ネコババというか、そのようなことになると思います。

【郷原委員長】 それは、その事業主のほうの責任はどうなったんですか。また、そこに社会保険庁の職員が関わっていたのだったら、これは非常に大きな問題ですよ。

【尾崎年金記録回復室長】 社会保険庁の職員の関与という御質問がありました。旧社会保険庁、日本年金機構移行後の年金局におきまして、これまでに何度か調査を行っております。事務所の立入調査や書類の調査などを行いまして、最終的には昨年12月まで

の間に、これまで関わった職員4名を処分するということが公表済みです。それ以外の職員につきましては、関与が確認できなかったということで処分等の対象にはなっておりません。いずれにしても、社会保険庁の関与が疑われるような事案について、調査をかなり行いまして、結果として4名の処分を行っています。

【郷原委員長】 そちらからの調査は調査として、このように、実際に従業員の標準報酬月額が遡及訂正されたということであれば、それがどういう経緯で訂正されたのか、事業主はなぜ訂正をしたのかというところを調べていけば、そちらのほうから、ひょっとすると社会保険庁の職員の関与が出てくるかもしれないですよ。そういう調査は行ったのですか。

【尾崎年金記録回復室長】 二、三分お待ちいただけますか。確認して、すぐに後で御回答いたします。

【郷原委員長】 この問題について、私は以前から世の中に大変な誤解があるということを描いてきました。事業主自らの標準報酬月額の遡及訂正というのは、恐らく保険料が払えないような状況だった、そのような実態に合わせるという側面もあったかもしれないということで、それほど悪質だとは決め付けられないのではないかと思います。その一方で、従業員の標準報酬月額が遡及訂正されたということは、これは本当に事業主が保険料をネコババした可能性があるということで、そのところは集中的にきちんと事実関係を明らかにしないといけないけれども、そういったものが、「標準報酬月額の遡及訂正事案等に関する調査委員会」では、まだ従業員のほうは具体的に明らかになっていなかった。それが、このような数で出てきているということは、放っておけないのではないかという気がして聞いているんですが。

【高山委員】 先ほど伊原記録問題対策部長がご説明下さった「今後の対応」で、今年度からは定期便をはがきに切り替えるということですが、その定期便は、35歳と45歳と58歳の時に送る詳細版と、1年分だけの簡易なもの2種類ありましたよね。詳細版も、はがきの中に全部織り込んでしまうということですか。

【伊原記録問題対策部長】 詳細版のほうは、従来どおり封筒でお送りします。なぜかといいますと、節目便と呼んでいるのですが、節目便は過去に加入してから全ての記録を入れますので、とてもはがきには入りません。それに対して、それ以外の年齢の方については、現在、過去1年分なのですね。それについて、今までですと封筒でお送りしていたのですが、様々な書類が多数入っていて、むしろあまり読まれないという声もありました

ので、すっきりとポイントだけお示しして御確認いただこうかと、このように考えております。

【岸村委員】 数字をお持ちでしたら教えていただきたいんですが、この記録をつなぎ合わせて回復したという人数が出ているのですが、その中で、無年金だった人が年金受給者になれたというようなデータをお持ちかということと、それから、今年から「〇〇便」が届いてない人に、もう一回送りますよというのがあるんですが、これはどのくらいの数いらっしゃるのか、数字を教えてください。

【伊原記録問題対策部長】 まず、無年金の方がどれぐらい、これで見付かったかということについては、今、思いつくところでは二つのデータがあります。一つは、紙台帳とコンピュータ記録のサンプル調査を行ったときに何人いたかというデータがあります。今、手元にありませんが、それが一つです。それから、もう一つは、先ほど申し上げましたが、高額の回復した事例を毎週10例発表しておりますが、この中でもともと無年金だった方が見付かって、高額回復した事例というものをデータとしてとっておりますので、それはすぐ出てまいります。

今、手元に両方とも持っていないので、もしよろしければ整理させていただいて、また御説明させていただきたいと思います。

それから、未送達だった方に送付予定の件数は70万件だったと思います。定期便の場合、対象者は現役の方ですが、やはり現役の方は未送達が多いのです。受給者の方は少ないんですが、現役の方は引っ越しも多いので、結構高い確率でいらっしゃいます。

【岸村委員】 なぜ、そういう質問をさせていただいたかといいますと、市町村のほうでは、この数年、生活保護が急増していて、その中に、要は、本来は年金受給資格があるのに、その手続をきちんと行わなかったために生活保護を受けた。しかし、受給資格者として見付かれば、その分、生活保護が減らせますので、今、非常に重要な仕事になってまして、その辺りのところで、もし届け出れば年金がもらえますよということが把握できていれば、それはどんどん周知すべきかなと思ったもので聞いたのですが。

【伊原記録問題対策部長】 実は、先ほど申し上げた高額の回復事例の中で、去年の半年間の260例の中で、生活保護の窓口で見付かったケースが4例ございました。そういう意味では、おそらく市町村の窓口でも、生活保護を受けたい、あるいは生活福祉資金を借りたいという場合に、調べてみたら、実は年金が出るのではないかという方がいらっしゃると思っています。そこで、先ほど申し上げました「気になる記録の確認キャンペーン」の

一環としまして、市町村に御協力いただいて、我々のほうも、ねんきんネットを、現在、市町村に使っていただこうと考えておりますが、それをうまく活用して、生活保護や生活福祉資金の相談の際に見付けていただいて、もし記録が見つければ年金につなげていくといったキャンペーンもしていきたいなと思っているところです。

【岸村委員】 よろしく願いいたします。

【尾崎年金記録回復室長】 先ほど委員長から御質問いただいた件ですが、事業主、あるいは役員、あるいは従業員は、様々な形で関与の可能性はあるわけですが、そういう方々に対する調査を行いまして、結果を公表しています。

事業主が仮にいわゆるネコババをした場合には、日本年金機構において保険料分の請求を行うなど、法令に基づいて対応していると承知しております。

【郷原委員長】 一般的にはそういうことだろうと思うんですが、具体的に1,602件という数字が書いてあるので、これは明らかになったということですね。従業員の標準報酬月額が遡及訂正されていたということが明らかになったのであれば、なぜ従業員の標準報酬月額がそういう金額にされたのかということは、一応調べてみないといけないのではないかなと思うんですが、今の答えは、全て個別具体的にやっているということですか。

【尾崎年金記録回復室長】 はい。調査結果は後で郷原委員長に御説明申し上げたいと思いますが、どういう形で関与したかということも含めまして、旧社会保険庁や年金局で調査をいたしまして、公表しております。ですので、後でその資料を委員長にお持ちいたします。

【郷原委員長】 その結果、中には悪質な事案も発見されている例もあるということですか。ネコババのような件が。

【尾崎年金記録回復室長】 そのような事例も含めて、いずれにしても法令に基づき対応しているところです。

【郷原委員長】 では、後でその資料を見せてください。

ほかに御質問があればお願いいたします。

【片桐委員】 5ページ目の「3. 対策の成果」のところで、①紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの40億2,000万円という年額の回復見込額の累計ですが、このうち、エビデンスがなく、結果として年金額の多いほうを選んだというケースは、どのくらいあったのでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 皆様記録が見付かって増えたケースです。全て増額したケ

ースです。

【片桐委員】 そうすると、それは増額するに当たって、増額するのが正しいかどうかは分からないけれども、増額せざるを得なかったということなんですか。

【伊原記録問題対策部長】 まず、紙台帳とオンライン記録を照合して、紙台帳のほうが、どうも正しそうで、年金額を直す必要があると分かりますと、我々のほうから通知をお送りします。それを確認いただいて、これは私のものですというような形で返事をいただきます。返事をいただくときに記録が見付かった場合には、御本人の記憶で事業所名等を書いていただきます。その事業所名が当たれば、これはあなたのものですよねという形で増やすという形をとっていますので、必ずお客様のほうに確認をとるという作業をしております。

【片桐委員】 私のものだということが正しいのかどうかという判断は、先ほどおっしゃったように事業所名などといった、何かキーになるような用語をある程度お客様のほうから引き出すというようなことを行っていらっしゃるということでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 記録については2種類訂正の方法がありまして、一つは、御本人のコンピュータ記録に全く結び付いてない紙台帳が見付かって、それを御本人が逆に統合する場合、これを記録判明と呼んでいます。こうした場合には、必ず「その記録の事業所はどこですか」ということを聞いて、相手が答えられない限りは、それはどうも本当ではないので訂正はしません。

もう一つは、もう御本人にひも付いて、御本人の記録だと紙台帳できちんと分かっていますが、標準報酬が違っていた場合です。この場合は、我々のほうのミスだと思いますので、御本人に、「標準報酬が現在コンピュータ上は何万円になっていますが、紙台帳は何万円になっています。紙台帳の記録はこうなっていますが、このように訂正しますか」という聞き方をします。この場合は、御本人に「そうです」と言われてしまえば、我々としても、その意思是尊重するということになります。

【片桐委員】 そうしますと、コンピュータ記録の標準報酬のほうが高かったというようなケースについては、基本的にはコンピュータ記録の標準報酬に合わせるということですか。

【伊原記録問題対策部長】 コンピュータ記録のほう紙台帳よりも高い場合は、現在はコンピュータ上に事跡を残しまして、それで作業を終えております。御本人に、あえて、もう一回お伝えすることはしておりません。

【片桐委員】 紙台帳のほうの標準報酬が高かった場合は、本人に修正しますかということを知って、修正したいという返事をもってからということですか。

【伊原記録問題対策部長】 それで修正します。

【片桐委員】 それは、何もエビデンスなどはないけれども、紙台帳にそのような記録があれば、多いほうに合わせるということですか。

【伊原記録問題対策部長】 紙台帳自体がエビデンスですから。

【片桐委員】 紙台帳のほうの正確さという点は、もう問わないということなんですか。

【伊原記録問題対策部長】 まず、紙台帳に書いてあっても、それ以降、記録が訂正されるケースというのはあります。それは、例えば紙台帳だけではなくて、現在のコンピュータ上に訂正を行ったという事跡が残っていたり、ほかの紙台帳もありますから、ほかの紙台帳を見て、その紙台帳の事跡を否定するような内容があれば、訂正はしません。ただ、紙台帳のほうで、どうも正しいと、現在のコンピュータ記録よりも正しいという条件が整えば、それ自体をエビデンスとして我々は尊重すると、こういうやり方をしております。

ですから、紙台帳があれば、全て訂正するというのではなくて、その紙台帳の記載結果を否定するようなものがなければ、御本人に聞くと、こういう作業をしているということです。

【片桐委員】 紙台帳の中に否定するようなものがあるか、ないかという判断は、どなたが行ったのでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 まず、一義的には受託事業者が1次審査、2次審査を行い、その2次審査の結果、訂正が必要と判断されれば、年金機構の職員が最終的に判断します。通知を送る前には、必ず年金機構の職員が御本人にひも付いている紙台帳全てを見て、それで結論を出してお送りするということをしております。

【片桐委員】 そうしますと、不明確なので多いほうにしましょうというようなことは、実際はなかったと考えてよろしいのでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 多いほうでというと……。

【片桐委員】 どちらが正しいかは分からないけれども、多いほうに合わせる、そういう考え方は、そもそもしてないという認識でよろしいですか。とにかく正しいほうをきちんと選択しようと、そういうことなんですか。

【伊原記録問題対策部長】 基本は、正しいほうを選択するのが記録訂正ですので、正

しいほうです。ただ、コンピュータ記録も年金機構の記録ですし、紙台帳も年金機構が保有している記録ですので、両方とも証拠という意味では同じなんです。その両方の証拠しかない、ほかに否定するものがない場合は、御本人に有利な、例えば紙台帳のほうが有利であれば一度通知をお送りして聞くということをしております。ほかに否定するものがあれば、当然紙台帳1件だけ有利なものがあったとしても、コンピュータ記録も、それと違う結果を示していますし、それ以外の紙台帳も違う結果を示していれば、それはお聞きせずに訂正はいたしません。

【片桐委員】 その場合は、本人には、そういう聞き方はしないということですか。

【伊原記録問題対策部長】 しません。あくまでも、御本人の状況からして、この紙台帳の記録のほうが正しい可能性があるというような場合に聞くということをしております。

【片桐委員】 分かりました。あと、5ページの「3. 対策の成果」の右のほうに書いてあります「746億円（150万件）」は、この左側の回復人数等のところの金額を足すと746億円になって、150万件になると、そういうことなんでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 右側に上がっておりますのは、様々な対策の結果、回復された事例がまとめて集計されています。例えば、未統合記録以外で記録訂正されたようなものが入っています。それは、左側の対策別の中には入っておりませんが、右側の150万件の中には入っていますので、左側の数字を全部足しても、右と左がぴったり合うわけではありません。

【片桐委員】 分かりました。ありがとうございました。

【郷原委員長】 それでは、よろしいでしょうか。

次に、国民年金・厚生年金保険の適用・収納状況について、ヒアリングを行います。

以前、この議題については説明していただいておりますが、特に厚生年金保険料の収納率の関係で、規模別でどうなっているのかというところを何回もお尋ねしたんですが、金額で見ると、大規模事業者のほうが金額が多いので、中小企業の収納率が下がっていても、トータルの数字がなかなか出てこないのも、そのような中小企業の収納率がどうなっているのかということも含めて報告してもらいたいということをお願いしてまいりましたので、この点について、特にそこを中心にお願ひします。

【松田理事】 事業管理部門を担当しております松田でございます。

それでは、説明資料2を御覧いただきたいと思ひます。「国民年金・厚生年金保険の適用・収納の状況」ということとあります。

ただ今委員長のほうからお話がありましたが、具体的にどのような取組をしているのかにつきましては、昨年、一度御説明しておりますので、足元の状況を中心に御説明をし、最後に先ほどおっしゃられた規模別の厚生年金の収納状況について説明をしたいと思います。

それでは、まず国民年金の状況であります。1枚目は、業務の概況が書いてあります。これは省略をしたいと思います。

それで、2ページを御覧いただきたいと思います。今年度の国民年金保険料納付率の状況でございます。参考に書いてありますように、22年度の実績は59.3%という状況でしたが、今年度の状況として上の表に書いてあります。3ページを御覧いただきたいと思います。ここに21年度から今年度までの各月の現年度納付率の推移を記載してあります。

これを御覧いただきますと、21年度、22年度の数字は、前年度に比べますと、大体1.5%前後、劣後している状況でありましたが、今年度は10月の数字が56.5%ということで、前年と比較してマイナス0.2%になっておりますが、9月(10月末)の数字は56.0%ということで、プラス0.1%になっているということでありまして、ほかの月も、ほぼ前年度並みで推移をしてきているという状況でありまして、少し下げ止まり感が出てきているのかなという状況になっております。

次に、4ページですが、国民年金の適用・収納業務の主な指標をここに書いてあります。23年度は、11月末までの数字になっております。この中では、7番目の項目、最終催告状の発送件数というのが書いてありますが、これは強制徴収の対象者に送っているものです。現在は、所得額が500万円以上で、滞納月数13日以上であれば、最終催告状を送っていくという取組をしておりますが、今年度11月末の数字で、既に22年度の数字を上回っているという状況です。

次に、5ページ、厚生年金の状況です。厚生年金保険等と書いてありますが、適用・収納業務につきましては、基本的には健康保険と一緒にしておりますので、等というふうにしております。

5ページは、適用の業務フローが書いてあります。適用につきましては、厚労省が保有する情報ということで、これは次の6ページの三つ目の欄に未適用事業所数が書いてありますが、22年度の数字で約10万事業所という数字であります。機構の方で把握している情報、それから雇用保険などの情報を基にしまして、適用の促進をしております。

ちなみに、今年度につきましては、雇用保険の適用事業所のデータと機構が保有しております情報を全件突合して適用対策を進めるということで、取組を進めております。

さらに、法務省が持っております法人登記簿情報につきましても、情報を入手すべく現在調整をしております。24年度に入手をして、25年度からは、それも活用した取組を進めていきたいと考えております。

6 ページに18年度から22年度までの具体的な数字を掲げてございます。未適用事業所数は先ほど申し上げたとおり、22年度は10万8,000事業所という数字です。適用対策としまして、文書・電話による勧奨、それから重点的な加入指導というものを行っております。

18年度の適用対策の来所要請・戸別訪問による重点加入指導の実施事業所数は、来所要請が8,600、戸別訪問が6,700で、約1万5,000事業所について加入指導を行いました。御覧いただきますと、19、20、21年度と数字がかなり落ちております。これは記録問題対応ということで、こちらの対策が十分ではなかったということでございまして、22年度を御覧いただきますと、合計1万3,000事業所を対象に重点加入指導が出来ているということで、現在は18年度の数字に戻すということで取組を進めているところでございます。

これは、具体的には10ページを御覧いただきたいと思っております。ここに今申し上げました適用対策の具体的な取組状況を示してございます。今年度は11月末の数字になってございます。ただ今申し上げましたように、1番目、2番目の項目、これが重点的な加入指導ですが、22年度は、例えば、訪問による重点的な加入指導であれば1万事業所に対して行っておりましたが、今年度11月末の数字で、既にこれを超えるような取組になっているということでございます。

お戻りいただきまして、7ページ、保険料の収納業務として、ここに業務フローを載せてございます。

次に、8ページに22年度までの具体的な収納率の推移を載せてございますが、厚生年金保険は、22年度は97.8%という数字になっております。

9ページを御覧いただきたいと思っておりますが、7番目の項目の収納率、今年度は11月末の数字ですが、96.4%であります。22年度は年度末で97.8%という数字ですが、今年度11月末の時点は、96.4%。これは前年度の同月で比べますと、ほぼ同じでありまして、大変厳しい状況ではあります。まあまあ数字になっているのかなと考えております。

次に、11ページは先ほど委員長の方からも御指摘のありました事業所規模別の保険料の収納状況でございます。これは、サンプル数が少なく、若干限界はあるかと思っておりますが、

一定規模の現存事業所が所在する4地域を取り出しまして収納状況を調査した結果を書いております。

厚生年金保険で見ていただきますと、右の欄ですが、全体で収納率が97.38%、5人未満で見ますと88%程度ということで、約10%低いという状況になっております。

滞納事業所数の欄を御覧いただきますと、厚生年金全体で124事業所のうち、5人未満が90事業所、これは割合で約73%という状況になってございます。この数字は、次の12ページに書いてありますが、全国ベースで見えますと、22年度の数字が約73%でありまして、ほぼ同じような傾向にあるかなということでありまして。

それから、もう1点、11ページの資料ですが、滞納事業所数は今申し上げましたように5人未満が約73%でございますが、金額で見ますと、これは収納未済額欄で御覧いただきたいと思いますが、これは1億5,100万円ということになっておりまして、全体3億8,000万円のうちの約4割、金額ベースでは約40%が5人未満という数字になっています。

簡単ですが、今年度の取組状況を中心に御説明いたしました。

以上です。

【郷原委員長】 先ほど申し上げたような観点から報告していただいたのは、国会の場で、国税庁が把握している年間給与所得者数と厚労省が把握している厚生年金の被保険者数との間に大きな開きがあり、適用対象者がしっかり把握されていないのではないかというような指摘があつて、その適用すべき事業者が未適用になっていることによって、大変な金額の保険料の取りはぐれがあるということが言われています。その指摘は私個人としては非常に違和感があつて、その未適用の問題と、トータル財源が確保できるという話と本当に関係があるのか、私はむしろその問題は、少なくとも未適用事業所のかかなりの部分は小規模事業者ではないかと思えるので、それは収納するのにも相当コストが掛かつて、それでも、なおかつこのぐらいの数字にとどまっているということは、適用を拡大すればそれだけ財源を確保できるというものでは決してないのではないかと思ってお聞きしたんですが、現場の実感として、大雑把な実感でもいいんですが、小規模事業者の場合には、適用をして収納するのに、やはり相当コストが掛かっているという実感はありますか。

【松田理事】 コストが掛かるということの実感というのは、何とも申し上げにくいところなんですけど、やはり5人未満の小さいところというのは、かなり手間が掛かるわけでありまして、基本的には戸別訪問による加入指導ということで、足で稼いでいるところがあります。それから、適用して保険料収納に結び付けたとしても、それほど大きな金額に

はならないというところはあるかと思えます。そういう意味では、委員長がおっしゃられましたように、コストを掛ければということではあります、やはりコストや人員に制約がある中では、もう少し効果的なやり方を考える必要があると思えます。規模が小さいところをとにかくどんどん適用すればいいというのも、なかなかつらいところがあるなと思っております。

【中村事業管理課長】 今、委員長から御指摘がございました国会での御指摘でございますが、国会審議等におきまして、国税庁が統計で把握されております民間給与所得者が21年度では5,388万人で、これに比べて厚生年金の被保険者が3,425万人ということで、その差が約2,000万人あるということでございまして、これらの方々を国民年金ではなくて厚生年金保険の被保険者として適用すれば、厚生年金で6兆円ほどの保険料の増収になるのではないかと、こういった御指摘があつて議論が行われているという状況でございます。

この御指摘に関して、これまで厚生労働省として承知しているところで申し上げます、国税庁の統計上の民間給与所得者と厚年の被保険者の差の約2,000万人と言われている部分でございますが、その中にはそもそも厚生年金の適用にならない方が統計上かなり含まれているのではないかとございまして、例えば週労働時間が30時間未満の短時間の労働者の方、あるいは厚年であれば従業員5人未満の個人事業所は適用除外になるわけでございますが、こうした方々が先方の国税庁の統計には含まれているということで、この差も考える必要があるだろうと考えています。

それから、試算をされる上で、厚生年金の標準報酬月額平均の30万円という数字をお使いになっているようでございまして、2,000万人の方が30万円の報酬を受けているというような試算になっているようでございます。こうした事情もございまして、政府側からも、かなり過大な推計と思われるというようなことを、国会で御答弁をさせていただいているという事情がございます。

そうした経緯があるわけですが、本件につきましては、今後また、もう少し推計の詳しい内容も政府側に御説明をいただけるような話も現在は来ているところでございまして、私どもとしましても、内容を承知した場合には、更に確認等を行っていきたいということで、現状においては、そういったことでございます。

【高山委員】 適用と徴収は、日本年金機構にとっては本体そのものの業務ですが、現在は紙コンにエネルギーをとられていて、やりたいことが十分にはできない状況だと理解しております。

小さい企業、事業所を相手に徴収しているのは社会保険料だけではなくて、消費税も実は税務署が徴収しています。消費税について、私が調べた限りで申し上げますと、2008年度は約13兆円が徴収決定額ですが、そのうち何と6,500億円が滞納なんです。滞納額は大体5%相当です。徴収のプロが行っても徴収は結構難しい。小さい事業所をすべて押さえていくということは非常に難しいということだと思います。

そうは言っても、日本年金機構のほうでももっと努力してもらい余地があると思いますので、今日の資料をみて考えたことを幾つか申し上げたいと思います。6ページ、未適用の事業者数が平成22年度で11万事業所くらいある。そのうち適用対策を講じ、適用した事業所数は4,800事業所しかない。これしかないのです。いろいろと努力をなさって適用しようとしているんだけど、実際には、ほんのわずかなところしか適用できない。戸別訪問などで重点加入指導を行っているにもかかわらず、適用に応じてもらえない、その理由は何なのか。また、どのような事業所が難しいのか。承知している限りの話で結構なんですけど、教えてください。

今の法律では、法人であれば全事業所が、個人事業所の場合は5人以上は全部適用することになっているんですが、現在の日本年金機構のエネルギーを持ってしても、これはちょっと無理なのではないか。法律は書き過ぎていると、おそらく現場の人たちも思っていると推察します。やろうとしてもできないことが現にある、それをやれと言われていても、できないということになっているのではないかと。むしろ法律を変えてほしいということになる。これが私の率直な感想です。

もう一つは、8ページに滞納事業所数は16万事業所と書いてあるんですが、滞納というのは月ベースで起こっています。数え方として、滞納の月ベースで数えて、次の月と重複して同じ事業所数が入っているのか、それとも何回も同じ事業所が出てこない数え方になっているか。その辺りはどのようになっていますか。

【岡村厚生年金保険部長】 まず、1点目の適用でございますが、適用対策を行っているにもかかわらず、4,800ほどしか適用に至っていないというのは御指摘のとおりでございます。ただ、新規適用につきましては、こちらの適用対策を講じて入っていただいた4,800以外にも、今手元に詳しい数字はございませんが、平成22年度に5万件程度は制度を理解して自分で入っていただいているということもあるわけなんです。これは、広報や、事業所自身が理解して入っていただいたということもあると思うんですが、5万入ってくる、他方で、また5万ほど全喪事業所ということで、商売をやめられたりして抜けていくと。そ

の入り繰りで5万入って、5万出ていくという流れの結果、11万から10万7,000と、数字上はあまり変わってないように見えるんですが、実は裏では、そういう入り繰りで新陳代謝のように出たり入ったりしておるといところでございます。

もちろん、そうやって、制度を理解して自発的に入っていただける方に関しては問題ないわけですが、問題は入っていただけない方でございます。こういう事業所については、適用対策を講じていかなければならないということは重々承知しております。4,800という数字が十分だとは考えておりません。現在、計画しております平成24年度につきましては、18年以降、記録問題でいろいろな活動が落ち込んでおりましたので、数の面での充実ということで、数をこなすということで今まではやってきたのですが、これからは、そういった勸奨した事業所に対して適用していく割合という質の部分を考えていこうということで、24年度計画を現在検討しておるといところでございます。まず、それが1点目でございます。

2点目、徴収でございますが、カウントの仕方につきましては、事業所単位ということでも重複でカウントしているなどといったことではございません。

【郷原委員長】 私も高山委員と基本的に同じ考えなんですけど、現在の厚生年金の適用の対象に、やはり若干無理があるのではないかなと思うんですよね。どんなに小規模でも法人事業者は全て適用の対象だといっても、企業の実態が違うのに、大企業と同じ制度を適用するというのは、やはり無理ではないかと。かえって現場にコストが掛かって、不公平が生じてしまう。取りはぐれても、結局、最終的に同じ金額の年金がもらえることになってしまう。それが、現場で徴収をしている職員の方々にも、いろいろな負担になってしまおうということを見ると、現場の実情を訴えて、そういう制度を何とか変えてもらう方向で努力しないといけないのに、今の国会の議論は、全く逆の方向で、誤解を招きかねないような議論をされています。取りはぐれて、現場がきちんと適用していないから、入るべきものが入ってきていないという話ではないと思うんです。ですから、そこはもっと現場の実情を訴えていったほうがいいのではないかなと思うんですが、そこが十分に行われていないのではないかなという気がします。

【岡村厚生年金保険部長】 当方は執行を担当している部署でございますが、制度についてのコメントは控えたいと思います。ただ、与えられた制度の枠内で、どのように最善を尽くしていくかということですが、それが、たとえ税金であるにしろ、社会保険であるにしろ、対象者に100%触るといことは、いずれにせよ不可能なことではござい

す。御指摘どおり、小規模事業者は数が多いですし、また、手間が掛かるということは事実でございますが、やはり、そのような中でも全部は触れないにしても、そのような小規模の中でも特に規模の大きいもの、悪質なものと、そのようなものをしっかりと触っていくと。さらに、中途半端な触り方はしないと。立入検査、あるいは告発といったことを視野に含めたところで、一罰百戒的な効果を狙うということで、他の者に対しても牽制^{けんせい}効果を働かせるという形でピンポイントにリソースを投入していくということで、現在の枠の中で我々は頑張っていくしかないのではないかと考えております。

【吉山委員】 6ページの「適用対策」として外部委託と出ているんですが、これには費用がかなり掛かっているのでしょうか。

【松田理事】 今御指摘の点について手元に数字を持ち合わせておりませんので、また個別に改めて整理して説明したいと思います。

【吉山委員】 日本年金機構のホームページを見ると、どういう業者が外部委託事業者になっているということが出ていていると思うのですが。

【松田理事】 業者というのは、どういう……。

【吉山委員】 業者名が出ていたと思います。

【松田理事】 そうですね。これは公表していますので。

【吉山委員】 どのようなアタックの仕方をしているか、どの程度で諦めるのか、ごねるのが分かれば教えてください。

【岡村厚生年金保険部長】 基本的には、外部委託に出しておりますのは軽微な接触ということで、重点的に行わなければならないものは、本来の職員が、来所要請であるとか戸別訪問を行っているわけでございますが、それだけでは数がこなせませんので、まずは軽微な接触ということで、文書・電話による勧奨ということを行っておるわけでございます。これも、ただ行っているだけではなくて、行った結果、適用に結び付いた、結び付かないということもデータをとっておりますし、どのような感触であったかということも資料としてとっております。そのようなデータは別にして、若干、入るような感触があったところは、後ほど重点的に加入指導の対象にするというような形で活用もしているところがございます。

【吉山委員】 分かりました。ただ、特に中小零細企業になると、保険料が払えない、入りたいんだけど払えないというところはどうなるのでしょうか。

【岡村厚生年金保険部長】 なかなか悩ましい問題でございますが、とりあえず納付の

相談は受け付けていますが、基本的に、払う、払えないというような税金と異なり、たとえ赤字でも保険料は払っていただかなければいけない世界でございますので、加入していただいた以上は何とか払っていただく、猶予などはございませんので、そこはそのためにお金を経常、リソースとしてとっておいていただくというようなことを、こちらとしてもお願いするしかないのかなというところではございますが。

【吉山委員】 分かりました。ありがとうございます。

【岸村委員】 厚生年金のほうは、そうは言っても九十七、八パーセントの収納率がありますからいいんですが、問題は、未適用事業所へ適用勧奨に行ったときに、従業員の方が国民年金に入られていけば、1号被保険者ということになるんですが、おそらくは、入っていらっしやらないのかなという部分もあります。そして、1号被保険者については、2,000万人ほどがいて、3割近くが免除になるとしても、残りの千数百万人で、納付率が60%に行くか、行かないかということは、これはずっと続くと4割の方が無年金者になってしまうと。つまり、一生の40年間で6割納める。それで25年になるから、あとは納めないということと、少し性質が異なり、毎年6割しかいないということは、4割の方が、そのうち無年金となって老後を迎えると。そうすると、1,000万人や、数千万人にすぐ達してしまうかと思うんですが、そう見ていくと、この辺りの収納対策も迫力が少し足りないなど。その辺りの周知をもっとすれば、年齢が高くなると納めていただく傾向にあるということ立証されていると思いますので、もっと早くから周知すべきではと思うんですが、その辺りはどのようなイメージですか。

【阿蘇国民年金部長】 厚生年金の未適用事業所は11万件弱あるわけでございますが、その事業所はもちろん厚生年金に適用されていないわけですから、その従業員は国民年金、また短期保険で国保に加入しているということが基本になっておりますので、そこで加入していないのであれば、私どものほうで一定の年齢において未適用対策というのを実施しております、国民年金に適用されていない、かつ厚生年金にも適用されていないということを一定の年齢で洗い出しておりますので、漏れているということはないとは思いますが、22年度の公的年金の調査によりますと、9万件の方は未加入でございますので、厚生年金の11万件よりは少ないので、国民年金には加入していただいていると承知しております。

【松田理事】 国民年金の保険料の収納対策ということで、今御質問があったと思いますが、まず、数字としては22年度の実績で59.3%ということでありまして、これは、あく

までも現年度分の保険料率ということでした、最終的には、ここにも載せてありますが、それにプラス6%前後は乗ってくるということです。

それから、もちろん未納者、所得層の低い方につきましては、免除の制度もあるということはお理解いただいていると思います。

確かに、そういう意味で納付率は低い状況にあるのは間違いないのですが、私どもの収納対策の基本は、未納者の属性を見て、低所得者の方については免除を勧奨して、免除の届け出をしていただくと。ある程度の所得層の方については、もちろん保険料を納めていただくわけではありますが、ここについても納付期間が長い方、それから短い方がいらっしゃいますので、そのような未納者の属性に応じて対応します。それから、所得層の高い方については、負担能力がありながら保険料を負担されていないという方々でありますので、このような方々に対しては、当然ながら強制徴収の対象ということで、滞納処分を含めて対応する必要があるだろうと思っております。確かに、国民年金の保険料の収納対策、原因がここにも書いてありますが、制度に対する不信や、あるいは優良納付者である高齢者が徐々に抜けていくなど、いろいろな構造的な問題もありますが、私どもとしては、未納者の属性に応じて、できるだけ強力に対策を進めていこうという方針にしているところでございます。

【郷原委員長】 それでは、もう一つ、日本年金機構からの報告事項として、2月の年金定期支払における所得税の過徴収に係る資料が配付されていますが、これについて御説明をお願いします。

【喜入理事】 システム部門担当の喜入でございます。

日本年金機構では、毎偶数月に年金の定期的なお支払いをしておりますが、この2月のお支払いのときに、私どもシステム部門のミスで所得税を多く徴収いたしました。その結果として、お支払いする年金額を少なくお支払いするという事態になりました。関係する受給者の皆様、また、関係者の皆様に御迷惑をお掛けいたしました。改めておわびを申し上げます。

それでは、お手元の資料3でございますが、これに基づいて御説明をいたします。この資料では、なぜこのようなことが起きたのか、その後、どのように対応したのか、それから、今後どのように対応していくのかという、大きく三つの点でまとめてございます。

「概要」のところにあります。毎年秋、10月頃に年金の受給者の方に扶養親族等申告書をお送りしております。その戻ってきた申告書の処理に問題がございまして、本来、処

理しなければならないデータを処理し忘れて、約7万人の年金受給者の方に、所得税を誤って多く源泉徴収をいたしました。総額で約17億円でございます。

お手元の資料の5ページに流れをまとめてございますので、御覧ください。年金受給者は現在約3,500万人いらっしゃいます。5ページ上の右側に書いてありますが、法律に基づいて、65歳以上の方で158万円以上の年金を受け取られている方、65歳未満の方に関しては108万円以上の年金を受け取られている方に、毎年10月に扶養親族等申告書をお送りしております。昨年は約700万人が該当して、700万人の方に、10月に申告書をお送りして、ご返事が戻ってきたら処理をするということになっております。

6ページに、お送りした申告書、返信用はがきをお示ししておりますが、このはがきに目隠しシールをして戻していただき、これを機械的に読み取る処理をいたします。

5ページに戻っていただきまして、700万人の方のうち695万人のはがきが戻ってまいりました。その中で、申告内容に変更があるという方が約105万人いらっしゃいましたが、それ以外は、「昨年度と申告内容は変わりません、扶養者の増減はありません」という方で約590万人です。これを機械で処理をして、私どもの入力データにするために読み取らせるわけですが、この590万人の中で、読み取りがエラーになったもの、原因は汚れていた、あるいは、曲がっていてよく読み取れないなどというはがきが、約13万人分ございました。それを人手でもって入力データの作り直しをいたします。それが磁気テープに落とされるわけですが、その中の約7万人分の方のデータを、この図の一番下の「2月定期支払における所得税、源泉徴収処理」に入力しなければならないところを忘れてしまいました。その結果、6万人の方は入力処理がきちんとされましたが、この7万人の方の入力がシステムに反映されないというトラブルが起きました。これは、ちょうど、ご返事がないという扱いになり、源泉徴収をいろいろと計算した中から、税金等対象になる金額の10%ということで、ご返事がなかった扱いとして処理したことになります。

ご返事をいただいて、きちんとこのシステムに反映した場合には、源泉徴収が5%となりますが、結果的に、差額の5%分多く源泉徴収をしたということでもあります。これは、12月28日に処理しなければならなかったデータの処理し忘れでした。

これは私どもの問題ですが、そのような処理の抜けがあったということを見逃さず、資料の「2.判明の契機」に記載しましたが、ちょうど今年の2月6日に「税額が変わります」とのご案内を年金額が変わった方に対してはがきで送付いたしました。御覧になった方で、「税額が変わっている」、「去年と違っている」というお問い合わせが、2月6日頃か

らありました。例年に比べて、そのお問い合わせが多いということで、私どものほうで調べてみたところ、12月末の処理が抜けていたということが分かりました。

以上が判明の契機です。次に、資料の「3.公表」ですが、原因を調べ、入力データが漏れていることが判明し、その対応を検討し、また約7万人の方におわびのお手紙等をどのように出したらいいか、その約7万人の方をどのように抽出するかという検討の後、2月13日に記者会見を行い、公表をいたしました。同時に、ホームページに掲載した状況です。

3ページからが、そのときのプレスリリースで、先ほどご説明した5ページ目、6ページ目の資料も付けて、公表をしたところであります。

「4.当面の対応」に記載しておりますが、約7万人の方に、総額17億円ですが、多い方はプレスリリースの4ページにありますが、約5万円、それから少ない方でも約1万円、平均で2万3,000円、年金額を少なくお支払いしました。その差額を1ページ目の「4.当面の対応」に書いてありますが、3月15日の年金の随時支払の日にお支払いするよう、今準備を進めているところです。また、2月13日の週に個別に謝罪のお手紙を差し上げたところであります。

今回のミスの直接の原因は、資料の「5.再発防止策の策定」に書いてありますが、入力オペレーションを依頼していた外部委託の業者が、入力をし忘れたということであり、それが直接の原因ではありますが、何でそのようになってしまったのかというと、これはベンダーだけの問題ではなくて、管理する我々のほうの問題もあり、現在、機構の中に調査委員会を組織し、その原因追及、それから委託業者における手順書等の見直し、機構におけるチェック体制、再発防止策、これらの検討を行っているところであります。

もちろん、当面、短期的に対応できる対応策は、既に手を打ってありますが、この事象だけに限らず、ほかにも類似の現象がないか、それから、機構には幾つかの大きなシステムがございますので、ほかのシステムでも同じようなミスを起こすような状況がないだろうかという総合的な対応を、この調査委員会の中で調査すると同時に、いろいろと出てきた案の評価を行うということをしております。

さらに、これをまとめた後、調査報告書は機構の内部だけの調査委員会で作成しますが、外部の方に、その調査報告書を御検討いただき、いろいろな御意見等をいただき、対応していきたいと思っております。内部での調査報告書は3月末までにまとめる予定で、準備や調査を行っているところであります。

以上が今回の2月の定期支払で、運用ミスにより誤った支払をした件の御報告でありま

す。

【郷原委員長】 何か御質問はありませんか。

【村岡委員】 非常に厳しいことを言うようですが、そもそも失われた5,000万件というのは、非常に単純に言えば、計算機のオペレーションミスですよね。外部から見るとそれから何も学んでいच्छゃらないのではないかと、そう言わざるを得ないわけです。磁気テープのかけ忘れ、非常に単純なミスですよね。そうすると、今最後に少しおっしやいましたが、この所得税の過徴収ももちろんですが、全体のオペレーションのミスが本当にならないような体制になっているかというのは、相当きちんと見ていただかないと。極端な言い方をすると、信用できないと言わざるを得ないのではないかと思うんですが、それを信用できるようにしていただくために、報告書だけをまとめて、その報告書を外部の方に見ていただいても、おそらく外部の方には、「書いてあることはいいけど、書いてないことはどうだ」と、「それは分からないね」ということになってしまうと思うんですが、その辺りは相当きっちりとしたチェックを行っていただくということは大丈夫なんですか。

【喜入理事】 御指摘のとおりだと思います。この社会保険オンラインシステムは、かなり大規模かつ複雑で、また業務処理のシステムの変更がいろいろとあり、また年金業務以外にも税の対応、介護保険料の対応なども扱っております。非常に複雑であります。

そのような観点から、我々の開発、それから運用などを総合的にきちんと管理をしていくことが重要です。機構になってから、その辺りの体制は整えつつありますが、まだまだ十分な状態ではないと思っています。限られた我々のリソースですが、年金に関する記録を正確に記録し、お支払いをきちんと行っていくということは、我々の業務の基本でございますので、やはり気を引き締めてやっていくと同時に、今までのやり方がいいのかという見直しはしていく必要があると思っております。

また、外部の御意見をいただくということで、いろいろな開発案件等をシステム開発委員会に私どもからお諮りをしています。そこで、外部の目から見て、いろいろな御意見等をいただいております。コストの問題、開発期間の問題、それからシステムの企画をどのように行ったらいいのか等に関してのご意見をいただいております。我々の今までの課題等もいろいろと御相談しながら申し上げているのですが、システム開発委員会は機構のシステム等の環境等はよく御存じですので、そこでの意見を我々は謙虚に受け止めていきたいと思っております。

【高山委員】 所得税の過徴収は、今回が初めてなのか、過去に同じ種類の事案があっ

たのか。それが1点目。

2点目は、日本年金機構に変わってから、スタッフが少ないために、広い範囲で外部委託を行っている。今回も外部委託で起こってしまった案件です。この案件だけでなく、外部委託したものが適正に行われているかというチェックを本当に十分にできるのか。皆さん、スタッフが少ないわけですから、信用して委託しているという面があって、結果論としてこういうことが起こってしまった。外部委託をこれほどまでに増やしてしまったところを、今後どのように見直すかについても、やはり議論をする必要がある。以上です。

【薄井副理事長】 このような同じようなものがあるかというお尋ねでございますが、システム設計の誤りによって過払いや未払いが起きるという問題と、それから今回のようにオペレーション上の問題で起きるというケース、両方あるかと思います。旧社会保険庁の歴史もひもとくと、やはりそのようなことが全くなかったわけではないわけです。ただ、今回のように大規模なものは、ここしばらくはなかったと思っています。ただ、機構になってからも、金額的にはそれほど大きくありませんが、若干の過払いや、未払いという事象はありまして、それはその都度、公表をさせていただいているところでございます。

それから、もう1点お尋ねがありました外部委託の関係でございますが、おっしゃられるように、システムだけではなく様々な分野について、外部委託をしている分野がございます。これはやはり、外部委託業者のサービスレベルをいかに確保していただくか。サービス・レベル・アグリーメントというものをいかにつくっていくか、それがきちんと機能していくということをどう検証していくかということは、外部委託を行っていくからには極めて大事なことだと思っております。まだまだその部分も発展途上というか、これからという部分もございますが、そのような管理もできるだけしっかりとできるようにしていきたいと考えております。

【郷原委員長】 よろしいですか。

それでは、時間もかなり過ぎておりますので、今日の委員会は終了いたします。ありがとうございました。